



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

個人情報保護法等の改正に伴う 「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について

2022年1月18日

日本証券業協会

本協会の個人情報保護法上の位置づけ

- ✓ 本協会は、個人情報保護法上の「認定個人情報保護団体」である。

個人情報保護法

認定

個人情報保護法に基づく、個人情報保護委員会の認定

日本証券業協会（認定個人情報保護団体関係業務）

自主ルールの策定・運用業務

◆ 自主ルールの策定・運用

・「個人情報の保護に関する指針」等の作成、公表

- ・協会員における個人情報の適正な取り扱いの確保に関する規則
- ・ワーキング等における、情報管理態勢に関する検討

◆ 指導・勧告・その他の措置

苦情処理業務

- ・協会員の個人情報の取扱いに係る苦情の受付・相談、協会員への通知・事情調査、苦情の解決

研修、情報提供業務

- ・個人情報の適正な取扱いの確保のための協会員の役職員に対する教育・研修の実施
- ・法令・自主規制等に関する周知・情報提供

協会員

指導・勧告等

苦情の解決
の申入れ

研修・
情報提供

◆ 個人情報の適正な管理体制の整備

- ・個人情報に係る社内規程の制定
- ・各協会員の業務における個人情報の適正な取り扱いの確保

✓ 協会の個人情報保護に関する法令・ガイドライン・規則の適用関係

改正

個人情報保護法・政令・施行規則

改正・
一部
新設

共通ガイドライン（個人情報保護委員会制定）
（通則編、確認記録編、外国第三者提供編、仮名加工・匿名加工情報編、
認定保護団体編）

※個人情報保護法令の解説、実施にあたっての具体的指針

改正

金融分野ガイドライン（金融庁・個人情報保護委員会制定）

※金融分野特有の取扱いの解説、必要な措置の具体的指針

※金融分野は専門的であることから個別ガイドラインとして定められている。

改正

日証協「**個人情報の保護に関する指針**」及び「**解説**」

※本協会所管業務に関する取扱いの解説、必要な措置の具体的指針

※自主規制規則と、個人情報保護法に基づく指針とを兼ねる

適 用

協 会 員

✓ 法改正の背景等

令和2年 改正

令和2年6月12日に公布

いわゆる3年ごとに見直しに基づく改正

- ❖ 個人の権利利益の保護と活用の強化
- ❖ 越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応
- ❖ AI・ビッグデータ時代への対応 等

(注) 平成27年施行の個人情報保護法改正において、国際的動向、情報通信技術の進展等を勘案し、3年ごとに見直し規定が盛り込まれた。

⇒ 利用停止・消去等の請求権の拡充、不適正利用の禁止、越境移転に係る情報提供の充実、「仮名加工情報」の創設 等

令和3年 改正

令和3年5月19日に公布

個人情報保護制度の官民一元化

- 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- 医療分野・学術分野における規制の統一
- 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

⇒ 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合、定義等の統一 等

令和4年4月1日全面施行予定

※これらに伴い、金融分野ガイドラインが改正される予定（現在パブコメ中）

主な改正箇所（法改正等の内容（主なもの）と 日証協保護指針及び解説の改正箇所）①



	法改正前	法改正後
仮名加工情報	「個人情報」に該当するものは一律に以下の個人情報の取扱いに係る規律の対象 ・ 利用目的の制限 ・ 利用目的の通知・公表 ・ 安全管理措置 ・ 第三者提供の制限 ・ 開示・利用停止等の請求対応等	「仮名加工情報」として加工すれば、個人情報に該当しても、以下の義務は適用除外となる ①利用目的の変更の制限 ⇒新たな目的で利用可能 ※本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件 ②漏えい等の報告等 ③開示・利用停止等の請求対応 (§2⑤、§16⑤、§41、§42)
個人関連情報	-	提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報（例：氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、cookie等）の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。 (§2⑦、§16⑦、§31)
日証協保護指針 及び解説の 改正箇所	＜仮名加工情報：【新設】第2条第8号、第23条の2 及びその解説＞ ・ 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように、定められた方法により加工して得られた個人に関する情報について、新たに「仮名加工情報」として定義し、利用目的の変更の制限等を適用除外とする ＜個人関連情報：第5条、【新設】第2条第10号、第11号、第14条の5 及びその解説＞ ・ 新たに「個人関連情報」を定義し、協会員が個人関連情報の提供元となり、提供先の第三者が個人情報として取得することが想定される場合に協会員が確認すべき事項や、協会員が提供先となる場合に、本人の同意を取得すること及び本人に提供しなければならない情報等について規定する	

主な改正箇所（法改正等の内容（主なもの）と 日証協保護指針及び解説の改正箇所）②



	法改正前	法改正後
学術研究目的での個人情報の取り扱い	学術研究機関等が、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合については一律に個人情報保護法第4章に定める各種義務を適用除外	一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化 (§18③、§20②、§27①)
不適正利用の禁止	個人情報取扱事業者は個人情報を適正に取得すべきことを法定	「適正な取得」義務に加えて、「不適切な利用を禁止」 ※具体的には、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない旨を法定 (§19)
安全管理措置	「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」について規定、公表の必要はなし	「物理的安全管理措置」及び「外的環境の把握」の規定も追加、また安全管理措置を公表事項として追加（金融分野GL第8条、§23）
日証協保護指針及び解説の改正箇所	＜学術研究目的での個人情報の取り扱い：【新設】第6条第3項第5号、第7条第1項第5号、第14条第1項第5号及びその解説＞ - 学術研究目的での個人情報の取り扱いについて、利用目的による制限、機微（センシティブ）情報の取り扱い、第三者提供の制限に例外規定を設ける ＜不適正利用の禁止：【新設】第7条の2 及びその解説＞ - 違法または不当な行為を助長又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する ＜安全管理措置：第11条、【新設】第15条第1項第4号＞ - 安全管理措置の規定に「物理的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を追加し、併せて安全管理措置についても公表の対象とする	

主な改正箇所（法改正等の内容（主なもの）と 日証協保護指針及び解説の改正箇所）③



	法改正前	法改正後
オプトアウト規定の対象外の追加	要配慮個人データに該当する個人データはオプトアウト規定の対象外	左記に加え、 ① 不正な手段で取得（§20①）した個人情報を含む個人データ ② オプトアウト規定により提供された個人データも対象外とする
保有個人データの開示方法	書面の交付による方法が原則	保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする（§32①②）
第三者提供記録の開示	個人データの授受に関する第三者提供記録は、開示請求の対象か明確な規定なし	個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする（§33⑤、§33①②③）
日証協保護指針及び解説の改正箇所	＜オプトアウト規定の対象外の追加：第14条第2項＞ - オプトアウト規定により第三者提供できる個人データの範囲を限定し、不正取得された個人データ及びオプトアウトにより提供を受けた個人データについては対象外とする - オプトアウトを行う際に公表等する情報に「第三者に提供される個人データの取得方法」等を追加する ＜保有個人データの開示方法：第16条第1項及びその解説＞ - 本人の請求に応じて個人データを開示する場合、本人が請求した方法により開示することとする ＜第三者提供記録の開示：【新設】第16条第3項及びその解説＞ - 本人が識別される個人データに係る第三者提供記録についても開示請求ができることとし、開示しないと決定した場合、当該第三者提供記録存在しない場合及び本人が請求した方法による開示が困難である場合には、本人にその旨を通知することとする	

主な改正箇所（法改正等の内容（主なもの）と 日証協保護指針及び解説の改正箇所）④



	法改正前	法改正後
利用停止・消去等の個人の請求権の拡充	- 利用停止・消去ができるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定 - 第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定	- 現行の場合に加えて、 ①利用する必要がなくなったとき ②重大な漏えい等が発生したとき ③本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充（§35①）
個人情報等の漏えい報告等	個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、監督当局等に報告	- 不正アクセス等による漏えい、一定数以上の漏えい等が発生した場合には、監督当局等に報告 - 漏えい事案が発生した場合に、事実関係の調査、原因究明、再発防止策の検討等の必要な措置を講じる必要（金融分野GL第11条） ※別途、金商法関連法令が改正される予定
日証協保護指針及び解説の改正箇所	＜利用停止・消去等の個人の請求権の拡充：【新設】第18条第3項及びその解説＞ - 不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、利用する必要がなくなったとき、重大な漏えい等が発生したとき、及び本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する ＜個人情報等の漏えい報告等：第23条及びその解説＞ - 不正アクセス等による漏えい、一定数以上の漏えい等が発生した場合には、監督当局及び本協会に報告することとする - 漏えい事案が発生した場合に、事実関係の調査、原因究明、再発防止策の検討等の必要な措置を講じることとする ※金商法関連法令の改正に伴い、追加で修正する予定	

主な改正箇所（個人情報の越境移転について①）

外国にある第三者に個人データを提供できる要件

本人の同意



基準に適合する体制を整備した事業者



我が国と同等の水準国（EU）



移転先を特定できる場合



同意取得時

- 外国の名称
- 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- 個人データの提供先の第三者
- 提供先の第三者における利用目的
- 第三者に提供される個人データの項目



移転先を特定できない場合



同意取得時

- 提供先の外国が特定できない旨及び具体的な理由
- 提供先の外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報（候補となる外国の名称）
- 特定できたときには本人が事後的に国名や制度等に係る情報提供を請求できること



事後的に特定できた場合



主な改正箇所（個人情報の越境移転について②）

外国にある第三者に個人データを提供できる要件

本人の同意



基準に適合する体制を整備した事業者



我が国と同等の水準国（EU）



移転先の事業者の取扱い状況の定期的な確認



提供時点

- ✓ 第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無・内容及び当該措置がある場合、第三者による相当措置の実施の確保の可否を確認

提供後

- ✓ 第三者による相当措置の実施状況、当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国制度の有無及びその内容

を定期的に（年に1回程度又はそれ以上に）確認

移転後

- ✓ 相当措置の実施に支障が生じたとき、必要な措置を講ずる
- ✓ 相当措置の継続的な実施が困難になったとき、第三者への提供を停止する



改正後の取扱い

本人の求めに応じて関連情報を提供

情報請求



情報提供

※ 自社HPにて相当措置に関する情報請求できる旨等を掲載

- ・ 基準適合体制を整備する方法
- ・ 実施する相当措置の概要
- ・ 相当措置の実施状況、当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無、その内容の確認に関して、その方法及び頻度
- ・ 所在する外国の名称
- ・ 相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
- ・ 相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- ・ 相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

改正個人情報保護法対応のスケジュールについて

	2021年度				2022年度
	12月	1月	2月	3月	4月～
保護委員会 及び 金融庁	金融分野G L 意見募集 (12/22～1/21)		金融分野G L 改正 (見込み)		個人情報保護法等施行 (4月1日予定)
	金商法関連法令改正 (1月下旬パブコメ予定～3月中旬公布予定 (見込み))				
日証協	保護指針・解説 意見募集 (1/18～2/17)		保護指針・ 解説改正 (3/15予定)		
	社内規程参考モデル等の改訂				
協会員	各社社内規程等の 改正				

※金融分野ガイドラインのパブリックコメント結果等を踏まえ、個人情報保護指針の内容を修正する可能性がある。

以下の事項は一例であり、各社の業務内容等により、必要となる対応を検討する必要がある。

個人情報越境移転に関する対応

- 外国証券約款による同意取得時の顧客への説明資料の用意
- 移転先（移転候補先の）外国の名称等の情報提供

安全管理措置に関する対応

- 安全管理措置に追加された「物理的安全管理措置」、「外的環境の把握」について対応
- 保有個人データに講じた安全管理措置の公表（本人の知り得る状態に置く）

データの開示

- 保有個人データの開示方法（書面・電磁的提供）について、本人の指示に基づく開示への対応
- 個人データの第三者提供記録に係る開示請求への対応

利用停止・消去等の個人の請求権の拡充

- 現行の条件に加えて、①利用する必要がなくなったとき②重大な漏えい等が発生したとき③本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合の利用停止・消去の要請への対応